

\*\*\*\*\*  
\*  
\* 令和 3 年度 第 2 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 \*  
\*  
\*\*\*\*\*

高 梁 市 農 業 委 員 会

## 令和3年度 第2回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和3年5月12日 午後 1時30分 招集
2. 令和3年5月12日 午後 1時30分 開会
3. 令和3年5月12日 午後 2時06分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	深 本 文 雄	出	1 1	小 野 貫 治	出	1	山 川 光 男	出
2	小 西 雅 己	〃	1 2	瀬戸川 伸行	〃	2	中 村 進	〃
3	伊達 千鶴子	〃	1 3	田 角 幸 正	〃	3	小見山 力信	〃
4	藤 本 久 也	欠	1 4	小林 三十二	〃	4	石 田 義 雄	〃
5	中 曾 浩 徳	出	1 5	中 家 泰 雄	〃	5	平 松 伸 行	〃
6	岡 辰 登	〃	1 6	清 水 健 治	〃	6	山 元 憲 民	〃
7	吉 岡 孝	〃	1 7	江 川 泰 司	〃	7	吉 家 仁	〃
8	前 崎 輝 之	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	西 村 匡 弘	〃	1 9	金 子 時 典	〃			
1 0	小 物 博 子	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
事務局長	江草伸介				
書記	三宅秀生				
書記	藤代晋太郎				

7	本日の会議に付した議題とその結果
	議案番号 件 名 結 果
	第5号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件 許可
	第6号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件 許可
	第7号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件 許可
	第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について 7件 決定
8	署名委員
	5番 中曾浩徳
	6番 岡辰登
9	議事の内容
	令和3年度 第2回高梁市農業委員会総会会議録
	令和3年5月12日(水) 高梁市役所 3階大会議室

議 長	<p>本日の出席委員は、農業委員18名、推進委員7名です。過半数の委員が出席されていますので、ただ今から令和3年度第2回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。5番中曾委員と6番岡委員を指名いたします。議案の審議に入ります前に、議案の訂正があるとのことなので事務局から説明します。</p>
江草局長	<p>議案第6号3番について、転用者氏名に外2名を追記してください。また、議案第7号4番の備考欄に、全体計画面積1,211.06㎡を追記してください。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたように、資料を訂正することとします。それでは、「議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。3番について事務局から説明をお願いします。</p>
	<p style="text-align: center;">－ 議案第5号3番朗読説明 －</p>
江草局長	<p>3番は、譲受人が、譲渡人から贈与により所有権を取得する案件です。二人は親子の関係です。申請農地は、畑1筆429㎡です。譲受人の通作距離は、125m以内、耕作面積はなし。議案第8号3番で利用権設定の後1,610㎡。営農計画書の提出があります。家族2人中、耕作人は1人、対価は無償です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、4月30日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、4ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 田角委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p> <p>現地の畑は耕うんがなされており、作付けもありました。今後の管理についても大丈夫かと思われしますので、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。3番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、3番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に4番について、事務局から説明をお願いします。</p>
	<p style="text-align: center;">－ 議案第5号4番朗読説明 －</p>
江草局長	<p>4番は、譲受人が、譲渡人から増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は田1筆200㎡と、畑2筆3360㎡、合計3筆3560㎡です。譲受人の通作距離は1km以内、譲受人の耕作面積は50,678㎡。家族3人中耕作人は3人、対価は、10aあたり28万1千円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、4月30日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5ページから6ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 田角委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p> <p>譲受人は酪農を営んでおられまして、畑は全て牧草の作付けがなされております。今後の管理についても大丈夫かと思われま</p>

議 長	<p>ので、よろしくお願ひします。</p> <p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。4番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>（挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、4番については許可とすることに決定しました。</p>
江草局長	<p>次に5番について、事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第5号5番朗読説明 －</p>
	<p>5番は、譲受人が、譲渡人から増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は田1筆333㎡です。譲受人の通作距離は、2.3km以内、譲受人の耕作面積は4023㎡。家族2人中耕作人は2人、対価は、10aあたり3万円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、5月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、7ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p>
小野委員	<p>対象の農地については、耕作もされており問題ないと感じましたのでご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p>
議 長	<p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。5番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>（挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、5番については許可とすることに決定しました。</p>
江草局長	<p>続きまして、「議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。3番について事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第6号3番朗読説明 －</p>
	<p>3番は、転用者が、申請農地の一部を車庫用地に転用する案件です。</p> <p>申請農地は、畑1筆186㎡のうち37㎡で、この農地の農地区分は、第2種農地となります。施設の概要は、木造車庫1棟22.5㎡。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等もなく、問題はありませぬ。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当ありません。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、5月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、8ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p>
金子委員	<p>申請地については、周囲の農地に迷惑を掛けるようなこともありません。また自宅のすぐ近くにありまして、これから着工する</p>

議 長	<p>という状況です。問題ないと考えます。</p> <p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。3番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、3番については許可とすることに決定しました。</p> <p>続きまして、「議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。4番について事務局から説明をお願いします。</p>
江草局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第7号4番朗読説明 －</p> <p>4番は、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を移転し、太陽光発電施設用地に転用する案件です。申請農地は、畑2筆598㎡で、この農地の農地区分は第2種農地となります。施設の概要としては、太陽光パネル220枚、発電量49.5KW。全体計画面積1,211.06㎡。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、経産省の認定済みです。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、4月30日に担当委員と現地調査を行っています。地図は、9ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 中村委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p> <p>対象の農地は畑2筆ですが、その中間に宅地があり以前は古い本宅がありました。この建物は昨年取り壊されて、きれいに更地になっております。対象農地についてきれいに草刈りもされており、周囲の農地への影響もないものと考えます。</p>
議 長	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。4番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手多数）</p>
議 長	<p>挙手多数ですので、4番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に5番について事務局から説明をお願いします。</p>
江草局長	<p style="text-align: center;">－ 議案第7号5番朗読説明 －</p> <p>5番は、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を移転し、家業の建築業の駐車場および資材置き場用地に転用する案件です。この案件、既に着工済みのため始末書の提出があります。申請農地は、田1筆693㎡で、この農地の農地区分は、第2種農地となります。施設の概要は、駐車場・資材置き場693㎡です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、問題ありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当なし。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、4月30日に担当委員と現地調査を行っています。地図は、10ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p>

田角委員	対象の農地については、既にコンクリート等の打設もなされており、資材置き場として稼働しております。管理されていて、周辺の農地に影響を及ぼす心配はないため問題ないと思われま
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
山川委員	既にコンクリート等の打設がされているということですが、始末書の提出はありましたか。
江草局長	提出されています。
議 長	他に発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。5番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手多数）
議 長	挙手多数ですので、5番については許可とすることに決定しました。
議 長	続きまして、「議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といた
三宅書記	します。事務局、一括で説明をお願いします。
三宅書記	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。1、公告日は令和
三宅書記	3年5月20日、2、利用権の設定を受ける者は7名、3、利用権の設定をする者は7名、4、利用権の設定をする件数は7件、
三宅書記	5、利用権設定面積は11, 118㎡となっています。6で各筆明細です。
三宅書記	－ 議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 －
議 長	事務局から説明がありましたが、1番から7番について発言をお願いします。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり）
議 長	なしとの声がありました。1番から7番について一括で採決をとります。1番から7番について、決定とすることに賛成の委員
議 長	の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、1番から7番について決定しました。
議 長	以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第2回総会を閉会します。

令和3年5月12日

会 長 土 岐 康 夫

5 番 中 曾 浩 徳

6 番 岡 辰 登